

平成28年 6月23日
四国電力株式会社

伊方発電所における3号機関係の通報連絡事象（平成28年6月分） および通報連絡事象に係る報告書の提出について

平成28年6月1日から6月22日の間に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した3号機関係の事象はありませんでした。

過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 緊急時対策支援システムへの 伝送停止について	4月28日	5月10日	C

県の公表区分

A：即公表

B：48時間以内に公表

C：翌月10日に公表

（別紙）伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所における緊急時対策支援システムへの伝送停止について

事 象

4月28日14時19分頃、緊急時対策所(EL.32m)にある通信連絡設備の無停電電源装置(以下、「UPS」という。)の機能確認を行っていたところ、総合事務所に「システム重故障」の信号が発信し、原子力規制庁の緊急時対策支援システム(以下、「ERSS」という。)へのデータ伝送が一時的に停止した。

その後、14時21分頃、本設電源に切り戻し、データ伝送は復旧した。

緊急時対策支援システム

原子力発電所で、事故が起こった場合に、事故状態の確認・判断、今後の事故進展を解析・予測するための国のシステム。これらの情報(プラント情報)は原子力発電所から原子力規制委員会へ送られ共有されている。

原 因

UPSの機能確認において、本設電源からの遮断器を「切」とし、蓄電池への電源切替えを行った際に、電源供給機器の一つであるファックスに特殊な電流が流れたため、UPSの保護回路が動作したことから、機器の電源が途絶え、ERSSの伝送が停止したものと推定した。

なお、ファックスに特殊な電流が流れることについて、取扱説明書に記載がなかったことからUPSの接続制限に該当するかどうか事前確認ができていなかった。

対 策

- ・UPSとファックスの間に電流安定器を設置することでファックスにより生じる特殊な電流の影響を阻止し、UPSからの給電時にも安定して運転できるよう対策した。
- ・UPSの接続制限に該当する機器がある場合は、機器の取扱説明書の確認だけでなく、機器メーカーに対して、UPSの接続制限に該当するかどうか確認する。
- ・UPSの接続制限に該当するかどうか確認できない場合は、動作試験によりUPSに影響のないことを確認する。

